

安芸市中小企業者等経営支援事業保証料補給金交付要綱

平成30年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、安芸市中小企業者等経営支援事業保証料補給金（以下「補給金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 高知県経営支援融資制度要綱に規定する経営力強化保証融資又は、高知県特別融資制度要綱に規定する産業振興計画推進融資及び創業者等応援融資（以下「対象融資」という。）を受ける市内の中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）が、高知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を受ける場合において負担すべき保証料に対し、市が定める融資枠内で協会へ補給金を交付することにより、中小企業者等の経済的負担の軽減及び経営の維持、継続につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に掲げるもののうち次に定めるものをいう。

ア 中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び第2号

次の表に掲げる資本金又は従業員数のいずれかに該当すること。

業種	資本金	従業員
製造業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

イ 中小企業信用保険法第2条第1項第3号から第11号まで

次に掲げる組合等であって所定の要件（組合の事業内容、構成員の事業内容及び構成員の規模）を備えるもの

中小企業等協同組合、協業組合、特定非営利活動法人、商工組合（同連合会）、商店街振興組合（同連合会）、生活衛生同業組合（同小組合及び連合会）、酒造組合（同連合会及び中央会）、酒販売組合（同連合会及び中央会）、内航海運組合（同連合会）等

(2) 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項に掲げるもののうち次に定めるものをいう。

ア 中小企業信用保険法第2条第3項第1号（同項第2号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

業種	従業員
商業・サービス業	5人以下
その他の業種	20人以下

イ 中小企業信用保険法第2条第3項第2号

常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

ウ 中小企業保険法第2条第3項第3号から第7号まで

次の組合等であって所定の要件（組合の事業内容、構成員の事業内容及び構成員の規模）を備えるもの

事業協同小組合、企業組合、協業組合、医療法人、特定非営利活動法人 等
（補給金の交付対象者）

第4条 補給金の交付の対象となる者は、協会とする。

（補給金の額等）

第5条 補給金の額は、協会が信用保証を承諾した対象融資のうち第7条第5項の規定により市長が補給金の適用を協会へ通知した融資で、高知県中小企業制度金融貸付金保証料補給要綱（平成14年4月1日付け14高金保起第54号高知県商工労働部長通知。以下「県補給要綱」という。）第5条第1項に規定する制度保証料又は県補給要綱第6条第4号に規定する割引保証料のうち第10条の保証料補給契約書により中小企業者等へ請求しなかった額とする。

2 補給金の交付の対象となる対象融資は、1中小企業者等につき当初借入額合計で1,000万

円以内とする。

- 3 補給金の交付期間は、高知県中小企業等融資制度大綱別表第1に定める対象融資の償還期間を限度とする。ただし、県の償還期間等の特例措置により償還期間等の延長がされた場合は、当該延長の範囲内で補助期間を延長するものとする。

(補給金を利用できる者)

第6条 補給金を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有している個人又は法人
- (2) 四国銀行、高知銀行、高知信用金庫（以下「金融機関」という。）の本店及び支店からの対象融資を受け、かつ協会から信用保証の承諾を受けた者
- (3) 市税、国民健康保険税を滞納していない者（法人の場合は、法人及びその代表者）
- (4) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）第2条第2項に規定する排除措置者でないこと。

(利用の申請等)

第7条 前条の規定に該当する者が補給金の利用申請する場合は、協会へ信用保証の申し込みをするときに、安芸市中小企業者等経営支援事業保証料補給金利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）に次の書類を添えて安芸商工会議所会頭（以下「会議所会頭」という。）に提出するものとする。

- (1) 安芸市中小企業者等経営支援事業保証料補給金明細書（様式第2号）
- (2) 安芸市中小企業者等経営支援事業保証料補給金に関する同意書（様式第3号）
- (3) 協会への信用保証委託申込書の写し
- (4) その他市長が必要とする書類

- 2 会議所会頭は、利用申請書の受付を行う場合は、融資限度額について、適切な管理を行うものとする。

- 3 会議所会頭は、利用申請書を受理したときは速やかに審査を行い、市長に申請書を提出するものとする。

- 4 市長は、利用申請書を受理したときは速やかに審査を行い、補給金の利用の承認の可否について決定し、安芸市中小企業者等経営支援事業保証料補給金利用申請決定通知書（様式第4号）により金融機関を通じ、申請者に通知するものとする。

- 5 市長は、前項に規定する補給金の利用承認の通知をしたときは、補給金の適用を安芸市中小企業者等経営支援事業保証料補給金適用通知書（様式第5号）により協会及びその承認に係る融資を行う金融機関に通知するものとする。

6 第4項に規定する利用承認の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる書類をその利用申請書に係る対象融資の契約の日から10日以内に会議所会頭を通じ市長に提出するものとする。

(1) 対象融資の契約書の写し又は対象融資の貸し付けがなされたことが分かる書類の写し

(2) 協会が発行した信用保証決定通知の写し

（補給金の利用承認の条件）

第8条 市長は、補給金の利用承認を行う場合において、利用者に対し次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金等の交付に関する規則及びこの要綱を遵守すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（対象融資の変更等）

第9条 金融機関は、第7条第5項の規定により通知を受けた対象融資に融資条件の変更、繰り上げ償還その他の事由により対象融資の残高に変更が生じたときは、速やかに安芸市中小企業者等経営支援事業保証料補給金対象融資変更報告書（様式第6号）により市長に報告するものとする。

（保証料補給契約）

第10条 保証料の補給は、市と協会との間で締結する保証料補給契約書に基づいて行う。

（年度毎の補給金）

第11条 市が協会へ交付する年度毎の補給金は、協会からの請求に基づき交付する。ただし、第13条第1項第3号に規定による第3期分の請求については、翌年度の5月10日までに請求するものとする。

（補給金の算定）

第12条 補給金の算定は、第10条に規定する保証料補給契約書により中小企業者等の負担すべき保証料を、協会が中小企業者等へ請求しなかった額を限度とし、協会が定めた保証料徴収規程及び保証料計算徴収及び管理細則の例によるほか、次に定めるとおりとする。

(1) 補給金の算定は、個別保証毎に融資別及び年度別とする。

(2) 補給金の算定は、県補給金要綱別表第23に規定する保証料率により算定する。ただし、協会の自己努力による保証料の引き下げがあった場合は、その保証料率（以下「割引保証料」という。）により算定する。

(3) 協会が代位弁済を行った場合は、代位弁済日の翌日から最終償還予定日までの補給

金について、協会は、代位弁済日の属する補給金申請対象期間の申請月に一括して市に申請できることとする。

(4) 補給金の申請月に交付申請することができる補給金の額は、次条各号に定める申請対象期間に係る補給金の額とする。

(5) 端数処理の関係上、各補給金申請対象期間の交付申請額の累計が交付申請可能保証料総額と一致しない場合は、最終申請対象期間で調整する。

(補給金の交付申請)

第13条 協会は、補給金の交付を受けようとするときは、当該申請対象期間の末日の属する月の翌月に、安芸市中小企業者等支援事業保証料補給金交付申請書（様式第7号。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ないと市長が認める場合は、次期の申請対象期間に含めて申請することができる。

(1) 第1期 4月1日から8月31日まで

(2) 第2期 9月1日から1月31日まで

(3) 第3期 2月1日から3月31日まで

(補給金の交付の決定)

第14条 市長は、前条の申請があったときは、その交付申請書を受理した日から15日以内にその書類の審査及び必要に応じて行う調査により補給金の交付の可否を決定し、安芸市中小企業者等支援事業保証料補給金交付決定通知書（様式第8号）により協会に通知する。

2 協会は、補給金の交付を受けるにあたり、この要綱及び規則を遵守しなければならない。

(過払い金の精算)

第15条 市長は、既に交付した補給金の違算、保証条件変更時の変更実行報告及び保証期間内の繰り上げ完済時の完済報告等、金融機関からの報告遅延により過払いとなった金額があるときは、協会が次期の交付申請で過払いとなった金額を控除して申請することにより、過払い金の精算を行うものとする。ただし、過払い金の精算が翌年度以降になるときは、協会に対し過払い金の返還を命じるものとする。

(実績報告及び確定)

第16条 補給金に係る実績報告は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 補給金額の確定は、第14条第1項に規定する補助金の交付決定によりなされたものとみなす。

(補給金の交付請求及び交付)

第17条 協会は、第14条第1項に規定する通知を受けたときは、安芸市中小企業者等支援事

業保証料補給金交付請求書（様式第9号）により市長に補給金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を精査し、適当とみなしたときは、前項の請求書を受理した日から30日以内に補給金を支払うものとする。

（保証の解除等）

第18条 協会は、第7条第5項に規定する通知のあった融資の使途が融資の目的に反すると判断したときは、市長と協議し、その融資の全部又は一部について保証の解除を行わなければならない。

- 2 協会は、前項の解除を行ったときは、安芸市中小企業者等支援事業保証料補給金解除通知（様式第10号）により市長に遅滞なくその旨を通知しなければならない。

- 3 市長は、協会が第1項の保証の解除を行ったときは、その解除した対象融資について、解除日以降の補給金の交付はしないものとする。

（補給金の交付の決定の取り消し等）

第19条 市長は、協会が次の各号のいずれかに該当したときは、協会に対する補給金の交付を取り消し、又は既に交付している補給金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 不正に補給金の交付決定又は補給金の交付を受けたとき。
- (2) 補給金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 第10条の保証料補給契約書の条項に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補給金の交付の決定の内容その他この要綱に違反したとき。

（調査等）

第20条 市長は、補給金の適正な執行管理を行うため、必要に応じ、協会に対して必要書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

- 2 協会は、前項の規定により市長から必要書類の提出若しくは報告を求められたとき、又は必要な調査を市長が行うときは、これに協力しなければならない。

（書類の保管）

第21条 協会は、補給金の経理について他の事業の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補給金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 会議所会頭は、補給金に係る書類を補給金の交付期間が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 3 対象融資を受けた中小企業者等は、対象融資に係る書類を対象融資が完済した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第22条 補給金に関し、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づき開示請求があった場合は、同条例第7条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(執行期限等)

- 2 この要綱は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補給金については、対象融資の返済期間終了まで、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に貸し付けられた融資については、なお従前の例による。